

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年12月11日

【発行者名】 産業ファンド投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 倉都 康行

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

【事務連絡者氏名】 三菱商事・クービーエス・リアルティ株式会社
執行役員 インダストリアル本部長 上田 英彦

【電話番号】 03-5293-7091

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券に係る投資法人の名称】 産業ファンド投資法人

【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券の形態及び金額】 形態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 6,344,530,700円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し 336,812,700円
(注) 今回の一般募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資口について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所です。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月29日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2019年12月11日開催の本投資法人役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

- (3) 発行数
- (4) 発行価額の総額
- (5) 発行価格
- (13) 引受け等の概要
- (15) 手取金の使途

2 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

- (3) 売出数
- (4) 売出価額の総額
- (5) 売出価格

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

1 本邦以外の地域における発行

- (2) 海外募集の概要
 - 海外募集における発行数（海外募集口数）
 - 海外募集における発行価額の総額

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

なお、発行価格等決定日が2019年12月11日（水）となりましたので、国内募集の申込期間は「2019年12月12日（木）から2019年12月13日（金）まで」、払込期日は「2019年12月18日（水）」、受渡期日は「2019年12月19日（木）」、オーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「2019年12月12日（木）から2019年12月13日（金）まで」、受渡期日は「2019年12月19日（木）」、シンジケートカバー取引期間は「2019年12月14日（土）から2020年1月8日（水）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

(3)【発行数】

<訂正前>

40,900口

(注1) 国内募集と同時に米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集（以下「海外募集」といいます。）が行われます。国内募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は83,900口であり、国内募集における発行数（以下「国内募集口数」といいます。）は40,900口を目処とし、海外募集における発行数（以下「海外募集口数」といいます。）は43,000口（海外引受会社（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行（1）海外募集」に定義します。以下同じです。）の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）を目処として募集を行いますが、その最終的な内訳は総発行数83,900口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日（後記「(13) 引受け等の概要」に定義します。以下同じです。）に決定されます。

海外募集の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行」をご参照ください。

(注2) 国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,100口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、本募集と併せて「グローバル・オフアリング」といいます。）を行う場合があります。

（後略）

<訂正後>

40,900口

(注1) 国内募集と同時に米国、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売に限ります。）における募集（以下「海外募集」といいます。）が行われます。国内募集及び海外募集（以下、併せて「本募集」といいます。）の総発行数は83,900口であり、国内募集における発行数（以下「国内募集口数」といいます。）は40,900口であり、海外募集における発行数（以下「海外募集口数」といいます。）は43,000口（海外引受会社（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行（1）海外募集」に定義します。以下同じです。）の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）です。

海外募集の内容については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 本邦以外の地域における発行」をご参照ください。

(注2) 国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から借り入れる本投資口2,100口の日本国内における売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、本募集と併せて「グローバル・オフアリング」といいます。）を行います。

（後略）

(4)【発行価額の総額】

<訂正前>

6,404,285,600円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。発行価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

6,344,530,700円

(注) 上記の発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。後記「(13) 引受け等の概要」をご参照ください。

(5)【発行価格】

< 訂正前 >

未定

(注1) 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値（当日に終値のない場合には、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満切捨て）を仮条件とします。

(注2) 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、2019年12月11日（水）から2019年12月17日（火）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に国内募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）を決定します。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売価及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）が決定された場合には、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外募集口数、海外引受会社の買取引受けの対象口数、海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数、発行価額（国内募集における発行価額）の総額、海外募集における発行価額の総額、国内募集における手取金、海外募集における手取金上限、国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（以下「新聞等」といいます。）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。

発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金となります。

< 訂正後 >

160,387円

(注1) 発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）は、155,123円です。

(注2) 発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売価及び引受人の手取金をいいます。以下同じです。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外募集口数、海外引受会社の買取引受けの対象口数、海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数、発行価額（国内募集における発行価額）の総額、海外募集における発行価額の総額、国内募集における手取金、海外募集における手取金上限、国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいいます。以下同じです。）について、2019年12月12日（木）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）において公表します。

(注3) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。

発行価格と発行価額との差額は、引受人の手取金（1口当たり5,264円）となります。

(13)【引受け等の概要】

<訂正前>

以下に記載する引受人は、2019年12月11日（水）から2019年12月17日（火）までの期間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定される発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、国内募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	未定
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	
合計	-	40,900口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として国内募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に国内募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 国内募集の共同主幹事会社は、野村證券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社です。

(注4) 各引受人の引受投資口数及び引受投資口数の合計（国内募集口数）は、発行価格等決定日に決定します。

<訂正後>

以下に記載する引受人は、2019年12月11日（水）（以下「発行価格等決定日」といいます。）に決定された発行価額にて本投資口の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。本投資法人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。ただし、引受人は、払込期日に発行価額の総額を本投資法人に払い込むものとし、国内募集における発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金とします。

引受人の名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	12,272口
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	11,125口
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	10,633口
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	5,725口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	818口
株式会社S B I証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	327口
合計	-	40,900口

(注1) 本投資法人及び本投資法人が資産の運用に係る業務を委託している三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）は、発行価格等決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結します。引受人は、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第1号）として国内募集に関する事務を行います。

(注2) 上記引受人は、引受人以外の金融商品取引業者に国内募集の対象となる本投資口の販売を委託することがあります。

(注3) 国内募集の共同主幹事会社は、野村證券株式会社、S M B C 日興証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社です。

(注4)の全文削除

(15)【手取金の使途】

<訂正前>

国内募集における手取金~~6,404,285,600~~円については、海外募集における手取金上限~~6,733,112,000~~円及び国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限~~328,826,400~~円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

(注) 上記の各手取金は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

国内募集における手取金~~6,404,285,600~~円については、海外募集における手取金上限~~6,733,112,000~~円及び国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限~~328,826,400~~円と併せて、後記「第二部 参照情報 第2 参照書類の補完情報 2 投資対象 (1) 取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の新たな特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。なお、当該特定資産を本書において総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当します。

(注)の全文削除

2【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(3)【売出数】

<訂正前>

2,100口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,100口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出しです。したがって、上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

今後、売出数が決定された場合には、発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外募集口数、海外引受会社の買取引受けの対象口数、海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数、発行価額（国内募集における発行価額）の総額、海外募集における発行価額の総額、国内募集における手取金、海外募集における手取金上限、国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）（新聞等）において公表します。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。なお、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<訂正後>

2,100口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内募集とは別に、野村證券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から借り入れる本投資口2,100口の日本国内における売出しです。

オーバーアロットメントによる売出しに関連する事項については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。

発行価格等（発行価格、発行価額、各引受人の引受投資口数、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行数（国内募集口数）、海外募集口数、海外引受会社の買取引受けの対象口数、海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数、発行価額（国内募集における発行価額）の総額、海外募集における発行価額の総額、国内募集における手取金、海外募集における手取金上限、国内募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金上限、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、2019年12月12日（木）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の本投資法人ウェブサイト（〔URL〕<https://www.iif-reit.com/ir/news.html>）において公表します。

(4)【売出価額の総額】

<訂正前>

339,990,000円

(注) 上記の売出価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

336,812,700円

(注)の全文削除

(5)【売出価格】

<訂正前>

未定

（後略）

<訂正後>

160,387円

（後略）

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本邦以外の地域における発行

(2) 海外募集の概要

海外募集における発行数（海外募集口数）

<訂正前>

43,000口

(注) 本募集の総発行数は83,900口であり、国内募集口数は40,900口を目処とし、海外募集口数は43,000口（海外引受会社の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）を目処として募集を行います。その最終的な内訳は総発行数83,900口の範囲内で、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

<訂正後>

43,000口

(注) 本募集の総発行数は83,900口であり、国内募集口数は40,900口であり、海外募集口数は43,000口（海外引受会社の買取引受けの対象口数40,900口及び海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の対象口数2,100口）です。

海外募集における発行価額の総額

<訂正前>

6,733,112,000円（上限）

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。海外募集における発行価額の総額は、2019年11月15日（金）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。なお、本投資法人が既に発行した本投資口及び本募集における本投資口の発行価額の総額の合計額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の総額の占める割合は、100分の50を超えるものとします。

<訂正後>

6,670,289,000円（上限）

(注) 海外引受会社に付与する追加的に発行する本投資口を買い取る権利の全てが行使された場合の上限金額です。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

- (1) 国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、国内募集とは別に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から2,100口を上限として借り入れる本投資口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出口数は2,100口を予定していますが、当該売出口数は上限の売出口数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

（中略）

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出口数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合には、野村証券株式会社による上記本投資法人の投資主からの本投資口の借入れは行われません。したがって、野村証券株式会社は、本第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本第三者割当における新投資口発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（後略）

<訂正後>

- (1) 国内募集にあたり、その需要状況等を勘案した結果、国内募集とは別に、野村証券株式会社が本投資法人の投資主である三菱商事株式会社から借り入れる本投資口2,100口の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

（中略）

<削除>

（後略）